平成２６年（フ）第１８８号
茨城県常総市豊岡町乙1388番地１　染谷コーポ５号棟
債務者　谷古　明彦（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１９１号
茨城県坂東市小泉940番地１張替住宅３号室
債務者　荒川　　登
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２４６号
山梨県笛吹市石和町唐柏431番地５
債務者　飯島　健太
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２６号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘２棟707号
債務者　山口　　学
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０３号
愛知県春日井市柏原町１丁目18番地　リゾートエリア英豊402号
債務者　川原　龍真
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６８号
名古屋市港区港北町３丁目12番地の１　港北荘Ｔ－１棟403号
債務者　加藤　　勝
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２号
兵庫県姫路市広畑区則直35番地６
債務者　鍋倉　良一
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３５３号
兵庫県姫路市飾磨区中島１丁目481番地
カーサ・フィオーレ中島Ａ201、従前の住所
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目９番地10
債務者　恩河　清忠
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市安田３丁目116番地　ハッピーコート駅南大路５階501号室
債務者　藤原　　文
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３８３号
兵庫県相生市緑ヶ丘２丁目２番27号　ヒルサイド緑ヶ丘Ｃ－201、従前の住所兵庫県明石市二見町福里36番地の３　グランプレステージ明石魚住207号
債務者　牧　　利男
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９８号
兵庫県加古川市平岡町西谷148番地の１
ファミールニシタニ203号
債務者　福岡　警治
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７７号
奈良市法蓮町559番地の１　エクレール一条305号
債務者　荒井　正裕
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２８３号
奈良市鳥見町２丁目１番地の１
債務者　江草　弘志
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２８４号
奈良市桂木町11番404号
債務者　岡本　裕哉
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７３０号
広島市東区曙２丁目８番32―104号
債務者　河井　克己
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５４号
広島市安佐南区東原２丁目２番19―13号
債務者　山本　達也
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部